

令和7年那審第13号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月26日13時27分

沖縄県宜野湾港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 5.6トン

登 録 長 9.84メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 228キロワット

3 事実の経過

Aは、平成20年4月に進水し、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和7年1月26日09時00分宜野湾港の係留地を発し、沖縄県都屋漁港西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、09時40分前示釣り場に到着して釣りを開始し、13時00分釣りを終了し、同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、発航前、十分に休息を取っていたので、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、右手で舵輪を握った姿勢で操船に当たり、13時06分少し前宜野湾港北防波堤灯台（以下「宜野湾灯台」という。）から344度（真方位、以下同じ。）5.5海里の地点で、針路を173度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

13時15分a受審人は、宜野湾灯台から337度3.25海里の地点に達したとき、海上が平穏で心地よい揺れだったことから、気が緩んで眠気を催したが、今まで航行中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操縦席から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続け、いつしか居眠りに陥り、宜野湾港に向く針路に転じられず、同港西方沖合に拡張するさんご礁（以下「カーミージー礁」という。）に向首

続航し、13時27分宜野湾灯台から271度1,600メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、カーミージー礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ軸に折損を、舵板及び舵軸に曲損等を生じ、僚船にえい航されて宜野湾港に引き付けられ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、宜野湾港北西方沖合において、帰航する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、カーミージー礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、宜野湾港北西方沖合において、操縦席に腰を掛けた姿勢で帰航中、海上が平穏で心地よい揺れだったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで航行中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、カーミージー礁に向首進行してカーミージー礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月25日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也